

法人代表者各位

川崎市健康福祉局障害計画課長

令和6年度川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金に係る
対象事業者の公募について（通知）

日頃から、本市の障害福祉施策の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、医療的ケア児を受け入れる日中活動支援事業所の整備を進めることにより医療的ケア児の日中活動支援を促進し、福祉の向上を図るため、令和6年度川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金の対象事業者を次のとおり公募いたします。

【川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金の主な内容】

（1）概要

医療的ケア児を受け入れる日中活動支援事業所等を市内に新たに整備し、または既存事業所の定員を増員する民間法人に対し、市が予算の範囲内において必要な費用の一部を補助します。

（2）対象事業所

- ① 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所
- ② 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所
- ③ 短期入所のうち、日中のみサービスを提供する事業所

（※日中のみサービスを提供するとは、宿泊を伴わないサービス提供を指します。）

（2）補助対象経費

- ・施設整備費、設計監理費、設計費
- ・備品購入費（2万円以上）
- ・土地・建物賃借料（事業所指定日を起点として前3か月後ろ2か月の計5か月以内）
- ・人件費（事業所指定日の前2か月以内かつ3名以内）
- ・職員確保費用（宣伝広告費）

※用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外

（3）補助額

補助対象経費の合計（基準額を超える場合は基準額）×2/3（千円未満は切捨）
<基準額>

- ① 新規開設 15,000千円（補助金上限10,000千円）
- ② 多機能化 7,500千円（補助金上限5,000千円）

③ 定員の増加 7,500 千円 (補助金上限 5,000 千円)

※ただし、②③において建物設備の改修を伴う場合は、12,000 千円 (補助金上限 8,000 千円)

(4) 補助の必要条件

- ・ 5年以上継続して運営が確保できることが見込まれること
- ・ 障害福祉サービス・地域相談支援受給者証に、障害児支援区分1以上かつ医療的ケアスコア 16 点以上、もしくは障害児通所受給者証に医療的ケア区分2以上と記された児童が、事業所指定年月日の2か月後以降に1か月あたり 18 人日以上 (既存施設の定員を2人増やす場合は 12 人日以上、1人増やす場合は6人日以上) 利用することが見込まれること
- ・ 当該年度の1月までに事業所指定の完了が見込まれること

(5) 書類提出

- ・ 別紙参照

【お問い合わせ先】

障害計画課 担当 双津・樺山

電話 044-200-0079

FAX 044-200-3932

E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

「令和6年度川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金」に係る
書類提出等について

1 提出書類

応募申込書

- (1) 応募申込書

添付書類

- (2) 事業計画書
(3) 施設整備費の見積書、仕様書の写し
(4) 備品等見積書の写し
(5) 土地・建物賃借料がわかる書類の写し
(6) 地図、平面図、立面図、各室面積表
(7) 人件費見積書
(8) 職員確保費用（宣伝広告費、手数料等）見積書の写し
(9) 収支予算計画書の写し（開設年を含む5年間）

2 書類提出期限

令和6年5月14日（火）

3 書類提出先

以下のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局障害計画課

(2) 持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎12階
川崎市健康福祉局障害計画課

4 選定結果の通知

選定結果については、適否に関わらず、郵送にて御連絡します。

（令和6年6月上旬～6月中旬頃となる見込みです）

5 その他

- ・事業計画書については、各項目の文字制限などはありませんので、資料やイメージ図を添付するなど、分かりやすい手法で記載してください。
- ・選定された場合、市内中小企業者への優先発注に関する規定に従い事業を実施いただく必要があります。主な内容は以下のとおりです。

○1件あたり1,000,000円を超える工事の発注、物品購入、役務の調達等を行う場合、

市内中小企業者による入札か、市内中小企業者 2 社以上から見積書の徴収が必要となります。

※市内中小企業者 2 社以上から見積書を徴収していれば、契約先業者は市内中小企業者ではなくとも構いません。

※1 件あたり 1,000,000 円以下の案件については対象外です。

※市内中小企業者から見積書を徴収する場合、市内中小企業者であることの誓約書を提出させてください。

また、市内中小企業者にあたるかどうかについては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「川崎市競争入札参加資格名簿」等でも確認できます。

○市内中小企業者で取扱いがないなど、契約の性質上、市内中小企業者での対応が困難な場合には、「入札（見積り）が行えないことに係る理由書」を実績報告時に提出いただく必要があります。

- ・その他、本事業の詳細については、別添「川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金交付要綱」に規定するとおりとなりますので、御確認ください。